

## ○函館圏公立大学広域連合個人情報の保護に関する規則

(令和5年3月27日函館圏公立大学広域連合規則第3号)

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）および函館圏公立大学広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年函館圏公立大学広域連合条例第2号。以下「条例」という。）に基づく保有個人情報の開示の方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示の方法等)

第2条 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープまたは録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープまたは録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープまたは録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付

(2) ビデオテープまたはビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープまたはビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープまたはビデオディスクをビデオカセットテープに複写したものの交付

(3) 前2号に掲げるもの以外のもの 次に掲げる方法であって、広域連合長がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧または視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧または視聴

ウ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付

エ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

2 広域連合長は、保有個人情報の閲覧または視聴をする者が当該保有個人情報を汚損し、もしくは破損するおそれがあると認められるとき、または職員の指示に従わないときは、当該閲覧または視聴を中止させ、または禁止することができる。

(個人情報の収集等の届出)

第3条 条例第3条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 個人情報の管理責任者

(2) 特定個人情報の該当の有無

(3) 個人情報の収集の方法および時期

(4) 個人情報の収集等の開始年月日

(5) 個人情報の記録の形態

(6) 特定個人情報ファイル（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下この号および次号において「番号法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。同号において同じ。）に記録される特定個人情報にあつ

- ては、経常的に番号法第19条に規定する提供をする場合には、その提供先
- (7) 特定個人情報ファイルに記録される特定個人情報にあつては、保有個人情報（特定個人情報に係るものに限る。以下この号において同じ。）の訂正または保有個人情報（番号法第23条第1項および第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報を除く。）の利用停止について、法第90条第1項ただし書または第98条第1項ただし書の規定が適用されることとなるときは、その旨
- 2 条例第3条第1項前段の規定による届出は別記第1号様式の届出書により、同項後段の規定による届出は別記第2号様式の届出書により行うものとする。
- 3 条例第3条第1項後段の規則で定める軽微な変更は、特定個人情報以外の個人情報の収集等の内容の変更で次に掲げるものとする。
- (1) 記録の対象となる個人の範囲の縮小による変更
  - (2) 記録する個人情報の項目の削除による変更
  - (3) 個人情報の記録の形態の変更
  - (4) その他の変更で、市民の基本的人権を侵害するおそれがないと広域連合長が認めるもの
- 4 条例第3条第4項の規定による届出は、別記第3号様式の届出書により行うものとする。  
（開示決定等の期限の延長の通知）
- 第4条 条例第4条第2項の規定による通知は、別記第4号様式の通知書により行うものとする。  
（開示決定等の期限の特例の通知）
- 第5条 条例第5条の規定による通知は、別記第5号様式の通知書により行うものとする。  
（写しの交付部数）
- 第6条 開示請求に係る保有個人情報が記録されている文書または図画の写しの交付部数は、開示請求1件につき1部とする。  
（費用の納入）
- 第7条 条例第6条ただし書の開示請求に係る保有個人情報が記録されている文書または図画の写しの作成および送付に要する費用は、前納とする。  
（検索資料）
- 第8条 広域連合長は、第3条第2項および第4項の届出書その他保有個人情報の検索に必要な資料を備え、一般の利用に供するものとする。  
（運用状況の公表）
- 第9条 条例第9条の規定による公表は、次に掲げる事項を告示し、または広報紙に掲載して行うものとする。
- (1) 個人情報ファイル簿の作成の状況
  - (2) 個人情報の収集等の届出の状況
  - (3) 保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用等の状況
  - (4) 保有個人情報に関する開示、訂正および利用停止の請求の状況
  - (5) 請求に対する措置の状況
  - (6) 審査請求の状況
  - (7) その他必要と認められる事項
- （補則）

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(函館圏公立大学広域連合個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 函館圏公立大学広域連合個人情報保護条例施行規則（平成9年函館圏公立大学広域連合規則第10号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間における第9条の規定の適用については、同条中「次に掲げる事項」とあるのは、「広域連合長が別に定める事項」とする。

4 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。